

株 主 各 位

群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7

佐田建設株式会社

代表取締役社長 荒木 徹

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月26日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日(木曜日)午前10時
2. 場 所 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
佐田建設株式会社 本社6階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第64期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

-
1. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.satakensetsu.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 企業集団の事業の経過およびその成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、震災の復興需要などを背景に緩やかな回復基調にあるものの、デフレや欧州債務危機問題、アジア経済の減速などの影響から先行き不透明な状況が続きましたが、昨年末の政権交代を契機に、円高是正、株価が大幅に上昇するなど、景気回復の期待感が高まってまいりました。

建設業界におきましては、公共投資は震災復興関連を中心に増加しているものの、企業の設備投資に対する慎重姿勢の継続や価格競争などにより、依然として厳しい受注環境となりました。

当社グループはこのような状況下、「中期経営計画」を基軸に経営資源を集中し受注と利益の向上に全力で取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、受注高は土木関連94億4千2百万円（前期比21.1%増）、建築関連206億8千7百万円（前期比23.2%増）、兼業事業5億7千8百万円（前期比1.4%減）となり、合計で受注高307億7百万円（前期比22.0%増）となりました。

売上高は、土木関連84億3千6百万円（前期比9.6%増）、建築関連208億4千9百万円（前期比42.6%増）、兼業事業5億7千8百万円（前期比1.4%減）となり、合計で298億6千4百万円（前期比30.4%増）となりました。

繰越高は、土木関連57億5千9百万円（前期比21.2%増）、建築関連93億8千3百万円（前期比1.7%減）となり、合計で151億4千2百万円（前期比5.9%増）となりました。

営業損益につきましては、工事原価の圧縮などによる完成工事総利益の改善努力により、5億5千3百万円（前期比94.7%増）の営業利益となりました。経常損益は5億4千9百万円（前期比105.5%増）の経常利益となりました。

当期純損益につきましては、前期と同様の特別利益の計上がないため、4億8千9百万円（前期比19.2%減）の当期純利益となりました。

当社の業績につきましては、受注高は土木関連85億3千8百万円（前期比20.4%増）、建築関連177億4千5百万円（前期比33.1%増）、兼業事業5億8千2百万円（前期比7.3%減）となり、合計で268億6千7百万円（前期比27.6%増）となりました。また、工事関係の受注高の工事別比率は、土木関連32.5%、建築関連67.5%であり、発注者別比率では、官公庁工事36.0%、民間工事64.0%であります。

売上高は、土木関連75億8千万円（前期比9.1%増）、建築関連173億3千3百万円（前期比49.9%増）、兼業事業5億8千2百万円（前期比7.3%減）となり、合計

で254億9千6百万円（前期比33.2%増）となりました。また、工事関係の売上高の工事別比率は、土木関連30.4%、建築関連69.6%であり、発注者別比率では、官公庁工事44.5%、民間工事55.5%であります。

繰越高は、土木関連56億6千7百万円（前期比20.4%増）、建築関連89億7千万円（前期比4.8%増）となり、合計で146億3千7百万円（前期比10.3%増）となりました。また、工事関係の繰越高の工事別比率は、土木関連38.7%、建築関連61.3%であり、発注者別比率では、官公庁工事40.3%、民間工事59.7%であります。

営業損益につきましては、工事原価の圧縮などによる完成工事総利益の改善努力により、3億2千9百万円（前期比206.9%増）の営業利益となりました。経常損益は3億8千万円（前期比196.0%増）の経常利益となりました。

当期純損益につきましては、前期と同様の特別利益の計上がないため、4億1百万円（前期比25.5%減）の当期純利益となりました。

② 部門別の事業の状況

（企業集団の状況） 受注高・売上高・繰越高

（単位 百万円）

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木関連	4,753	9,442	8,436	5,759
	建築関連	9,545	20,687	20,849	9,383
小 計		14,299	30,129	29,286	15,142
兼業事業		—	578	578	—
合 計		14,299	30,707	29,864	15,142

（当社の状況） 受注高・売上高・繰越高

（単位 百万円）

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木関連	4,708	8,538	7,580	5,667
	建築関連	8,557	17,745	17,333	8,970
小 計		13,266	26,284	24,913	14,637
兼業事業		—	582	582	—
合 計		13,266	26,867	25,496	14,637

1-2. 企業集団の設備投資等についての状況

特に記載すべき事項はありません。

1-3. 企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の状況

項目 \ 期別	平成21年度 第61期	平成22年度 第62期	平成23年度 第63期	平成24年度 第64期(当期)
受注高(百万円)	20,608	24,213	25,173	30,707
売上高(百万円)	27,809	25,617	22,899	29,864
当期純利益(百万円)	△665	2,071	605	489
1株当たり当期純利益(円)	△8.57	26.70	7.81	6.31
総資産(百万円)	17,135	18,230	17,103	22,317
純資産(百万円)	4,687	6,759	7,439	7,928

(注) 1株当たり当期純利益の計算については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)より算出しております。

② 当社の状況

項目 \ 期別	平成21年度 第61期	平成22年度 第62期	平成23年度 第63期	平成24年度 第64期(当期)
受注高(百万円)	17,770	21,231	21,057	26,867
売上高(百万円)	23,594	22,786	19,135	25,496
当期純利益(百万円)	△733	2,045	538	401
1株当たり当期純利益(円)	△9.45	26.37	6.94	5.17
総資産(百万円)	15,857	17,030	15,704	20,330
純資産(百万円)	4,192	6,238	6,850	7,251

(注) 1株当たり当期純利益の計算については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)より算出しております。

1-4. 企業集団が対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、政府による経済対策、金融政策の効果により国内需要は底堅く推移し、輸出の持ち直しや企業収益の改善など、景気は緩やかな回復基調で推移するものと予測されます。

建設業界におきましては、大型補正予算の執行により公共投資は増加が見込まれるものの、価格競争の更なる激化や労務・材料価格の上昇懸念により、今後も厳しい経営環境が続くものと予測されます。

こうした状況下、当社グループは経営資源を集中し受注と利益の向上に全力で取り組んでまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1-5. 企業集団の主要な事業セグメント

当社は、建設業法により特定建設業者（特-20）第3567号の国土交通大臣許可を受け、土木・建築ならびに関連する事業を行っております。また、当社は宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（1）第7067号として、群馬県知事免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

子会社5社は建設工事の受注・施工を行っている他、株式会社前橋機材センターは建設用資機材の賃貸事業等を行っております。

1-6. 企業集団の主要拠点等

(1) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	群馬県前橋市	栃 木 支 店	栃木県小山市
東 京 支 店	東京都豊島区	茨 城 支 店	茨城県下妻市
大 阪 支 店	大阪府大阪市	名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市
さいたま支店	埼玉県さいたま市	東 北 営 業 所	宮城県仙台市
子 会 社			
佐田道路(株)	群馬県前橋市	彩光建設(株)	埼玉県さいたま市
(株)島田組	群馬県桐生市	(株)前橋機材センター	群馬県前橋市
(株)リフォーム群馬	群馬県前橋市		

(2) 使用人の状況

① 企業集団の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
433名	7名減	46.4才	21.3年

② 当社の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
348名	10名減	45.9才	24.0年

1-7. 重要な親会社および子会社の状況

① 子会社の状況

名 称	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
佐田道路株式会社	100.0%	土木工事の施工、建築資材の販売等
株式会社島田組	100.0%	土木建築の請負ならび建築資材の販売
株式会社リフォーム群馬	100.0%	建築の請負ならびに設計および施工業務
彩光建設株式会社	100.0%	建築土木工事の設計ならび施工、建築資機材の販売等
株式会社前橋機材センター	100.0%	建設用資材機器および機械装置の製造、販売および賃貸等

② 企業結合の経過

当連結会計年度において、子会社の異動はありません。

③ 企業結合の成果

「企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況」に記載のとおりであります。

1-8. 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 群 馬 銀 行	900百万円
株 式 会 社 足 利 銀 行	300百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	144百万円
株 式 会 社 東 和 銀 行	100百万円
三井住友信託銀行株式会社	100百万円

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 250,000,000株
- ② 発行済株式の総数 77,553,082株（自己株式53,084株を除く）
- ③ 当事業年度末の株主数 7,671名（前期末比268名減）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 群 馬 銀 行	3,185千株	4.1%
佐 田 建 設 従 業 員 持 株 会	2,913	3.8
佐 田 建 設 伸 佐 会 持 株 会	1,964	2.5
株 式 会 社 ヤ マ ト	1,611	2.1
東 京 石 灰 工 業 株 式 会 社	1,300	1.7
株 式 会 社 損 害 保 険 ジ ャ パ ン	1,256	1.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,147	1.5
株 式 会 社 ヤ マ ダ 電 機	1,000	1.3
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	893	1.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	683	0.9

（注）持株比率は、自己株式（53,084株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

3-1. 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒 木 徹	
取締役副社長	水 出 潔	
取 締 役	大 沢 智	土木本部長
取 締 役	楯 登	建築本部長
取 締 役	黒 岩 典 之	営業本部長
取 締 役	多 田 満 之	本店長
取 締 役	山 本 次 男	栃木支店長
取 締 役	田 島 順 一	管理本部長
取 締 役	林 章	公認会計士・税理士
常 勤 監 査 役	神 山 明	
監 査 役	関 口 卓 男	
監 査 役	丸 山 和 貴	弁護士
監 査 役	星 野 忠 男	税理士

(注) 1. 当期中の取締役、監査役の異動

- ① 平成24年6月28日開催の第63回定時株主総会において、田島 順一氏は、新たに取締役に選任され、就任し、石田 弘義氏は、第63回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。
 - ② 平成24年6月28日開催の第63回定時株主総会において、星野 忠男氏は、新たに監査役に選任され、就任し、櫻井 則彦氏は、第63回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任いたしました。
2. 取締役林 章氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 監査役丸山 和貴、星野 忠男の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 4. 監査役丸山 和貴氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 5. 監査役星野 忠男氏は、税理士の資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。

3-2. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役	10人	29百万円
監 査 役	5人	9百万円
計	15人	38百万円

3-3. 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	林 章	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を行っています。
監査役	丸山 和貴	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会12回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の維持等についての発言を行っています。
監査役	星野 忠男	就任後に開催された取締役会11回のうち10回、監査役会9回のすべてに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から、当社の財務情報の変更等について発言を行っています。

3-4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役および各社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。

3-5. 社外役員の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
社 外 取 締 役	2人	2百万円
社 外 監 査 役	3人	3百万円

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

4-2. 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	22百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

4-3. 解任または不再任の決定の方針

- ① 会社法第337条（会計監査人の資格等）第3項の規定に抵触したとき。
- ② 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- ③ 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

上記の事項に該当した場合、または該当しない事が明らかではない場合に、会計監査人の解任または不再任の決定を行います。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

5-1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

【役職員行動規範】を役職員に周知することにより、コンプライアンスを企業活動の基本方針とすることを徹底する。

コンプライアンス体制を推進するため、「コンプライアンス基本規程」および「内部通報規程」を定め、コンプライアンス統括部署を経営企画部コンプライアンス課とし、相談・通報の窓口とする。

役職員は、コンプライアンス違反行為が現に行われ、または、行われようとしているときには、経営企画部コンプライアンス課に通報するものとし、通報者の保護を徹底することにより、コンプライアンス違反行為の未然防止に努める。

② 財務報告の内部統制

会計基準その他関連する諸法令および当社経理規程を遵守し、当社および連結子会社の財務報告の適法性と適正性を確保するための体制を整備する。

③ 内部監査

経営企画部コンプライアンス課が内部監査を兼担する。経営企画部コンプライアンス課は、全部門を対象として定期的または臨時に実施する内部監査を通じて、全ての業務が法令、定款、社内諸規程に準拠して、適正かつ効率的に遂行されているかをモニタリングし、問題点の把握と改善に努め、経営層に報告するとともに、必要に応じて監査役および会計監査人と協議する。

④ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告の信頼性と適正性を確保するために、経営企画部を責任部署として、財務報告に係る内部統制の整備および運用の体制を構築する。経営企画部は、内部統制が有効に機能することを継続的に評価し、その内容を経営会議へ報告する。経営会議は不備等への是正を指示し、改善の状況を適時に把握する。

⑤ 反社会的勢力への対応

反社会的勢力および団体に対しては毅然として対応することを役職員行動規範に定め、役職員に周知徹底を図る。対応統括部署を総務部とし、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に定める講習を受けた総務部長が、不当要求防止責任者となっている。総務部は、経営企画部コンプライアンス課や顧問弁護士と協議し、事案に応じた対応を講じる社内体制を整備する。企業に対するあらゆる暴力の防止および排除を目的とする「群馬県企業防衛対策協議会」の会員として、必要な情報交換を行うとともに警察活動に協力する。

5-2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、以下の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

- ① 株主総会議事録
- ② 取締役会議事録
- ③ 経営会議議事録
- ④ 稟議書
- ⑤ 契約書
- ⑥ 計算書類および連結計算書類

5-3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役、執行役員および使用人は、その所管業務に関して、職位別の権限と責任ならびに職務基準を明確にし、目標管理を徹底するとともに、その業務プロセスに内在するリスク（目標達成の不確実性および損失発生の危険性をいう）の認識・評価・管理に係る「部門別リスク管理規程」を定め、リスクマネジメント体制を構築する。

部門横断的なリスクについては、経営企画部において統括管理を行う。

経営企画部コンプライアンス課は、内部監査により業務管理・業務執行のリスクマネジメントの状況を検討・評価し、その結果に基づく改善・合理化への助言・提案等を通じてリスクマネジメントの改善を図る。

- ② 天災地変・重大災害等、企業の存続を脅かしかねない不測の事態発生に備え、「緊急時リスク管理規程」を新たに定め、社長を対策本部長とする緊急時対応体制を整備し、損失を最小限とすべく対応する。

5-4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、顧客、株主および地域の皆様にも更に信頼され、活力のある企業を目指した「中期経営計画」に基づいて、経営目標達成のために活動し、進捗

状況の管理を行う。

取締役および執行役員は、「中期経営計画」に基づき、予め設定された所管部門の目標の進捗状況を自ら管理・検証する。財務部門において別途実績に係るデータ集積がなされ、これらの情報は経営会議に伝達される。経営会議は経営目標達成のために必要な対策を協議・決定する。

- ② 経営上の迅速な意思決定と監督機能を強化するため、平成13年より執行役員制度を導入している。

取締役会は毎月1回定例開催し、必要に応じて臨時に開催する。

取締役会は、法令および定款ならびに「取締役会規則」に定める経営上の重要な意思決定を行い、取締役および執行役員の役割と権限を定め、その職務執行を監督する。

経営会議は適時・的確に意思決定を行うため毎週1回定例開催する。

経営会議は社長を議長とし、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、業務執行に関する重要事項を協議・決定する。

執行役員会議は定例取締役会後開催する。

執行役員会議は重要な業務方針の伝達を行うとともに、執行上の課題について協議・検討する。

5-5. 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、当社および連結子会社5社で構成されるが、【経営理念】・【基本方針】・【役職員行動規範】は、グループ全体に適用することとする。
- ② 子会社の管理部署を経営企画部とし、担当職員を配置する。
- ③ 子会社の重要な会計方針は、当社の会計方針に統一し運用することとする。
- ④ 子会社は全て取締役会監査役設置会社とし、グループ監視機能を維持するため、当社から役職員を監査役として派遣することとする。
- ⑤ 子会社の経営上の重要事項については、「当社グループ運用規則」に従い、案件に応じて、経営会議または取締役会において決定する。
- ⑥ 当社監査役、子会社監査役、内部監査部署は、当社と子会社間および子会社相互の間で非通例的取引が行われないよう監視し、業務の適正を確保する。

5-6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととする。

5-7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人を置く場合は監査役室配属とし、人事評価・異動等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

5-8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役および取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議において随時担当業務の状況を報告する。
- ② 取締役、執行役員および使用人は、当社およびグループ会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実および業績に影響を与える重要な事項、または、役員員による違法または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ③ 監査役は何時でも必要に応じて取締役、執行役員および使用人に対して報告を求めることができる。

5-9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 法律・税務の専門家が社外監査役に就任している。経営に対する独立監査機能を強化・維持するため、この体制を確保する。
- ② 社長は、当社が対処すべき課題および監査上の事項について、監査役と定期的に意見交換を行い意思の疎通を図ることとする。
- ③ 監査役全員が取締役会に出席し常勤監査役が経営会議に出席している。監査役会の重要情報へのアクセスならびに意思決定過程監査の機会を保障するため、この体制を確保する。
- ④ 監査役は、会計監査人およびグループ各社の監査役と情報交換し、併せて、内部監査部署と連携することにより、当社およびグループ各社の監査の実効性を確保する。

(注) 本事業報告中の記載金額および持株数は、表示単位未満を切捨て、比率は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,583	流動負債	13,101
現金預金	6,921	支払手形	3,393
受取手形	1,831	工事未払金	5,851
完成工事未収入金	8,293	買掛金	142
売掛金	204	短期借入金	1,432
未成工事支出金	47	未払金	237
未収入金	188	未成工事受入金	1,307
その他	122	未払消費税等	44
貸倒引当金	△25	完成工事補償引当金	2
		賞与引当金	181
		債務保証損失引当金	131
		その他	375
固定資産	4,734	固定負債	1,288
有形固定資産	4,363	長期借入金	112
建物・構築物	1,348	長期未払金	438
機械・運搬具	27	繰延税金負債	43
工具器具・備品	42	再評価に係る繰延税金負債	515
土地	2,847	退職給付引当金	91
その他	98	その他	87
		負債合計	14,389
無形固定資産	42	(純資産の部)	
ソフトウェア	3	株主資本	7,036
電話加入権	31	資本金	1,886
その他	8	資本剰余金	2,048
投資その他の資産	327	利益剰余金	3,105
投資有価証券	253	自己株式	△3
破産更生債権等	1,651	その他の包括利益累計額	892
その他	74	その他有価証券評価差額金	1
貸倒引当金	△1,651	土地再評価差額金	891
		純資産合計	7,928
資産合計	22,317	負債・純資産合計	22,317

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結損益計算書

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	29,286	
兼業事業売上高	578	29,864
売 上 原 価		
完成工事原価	27,548	
兼業事業売上原価	430	27,978
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	1,737	
兼業事業総利益	148	1,886
販売費及び一般管理費		1,332
営 業 利 益		553
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	1	
その他営業外収益	21	23
営 業 外 費 用		
支払利息	27	
その他営業外費用	0	27
経 常 利 益		549
特 別 利 益		
固定資産売却益	8	
貸倒引当金戻入額	6	
債務保証損失引当金戻入額	5	20
特 別 損 失		
固定資産除却損	0	0
税金等調整前当期純利益		570
法人税、住民税及び事業税		80
少数株主損益調整前当期純利益		489
当 期 純 利 益		489

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
平成24年4月1日残高	1,886	2,048	2,616	△3	6,546
連結会計年度中の変動額					
自己株式の取得				△0	△0
当期純利益			489		489
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計			489	△0	489
平成25年3月31日残高	1,886	2,048	3,105	△3	7,036

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成24年4月1日残高	1	891	892	7,439
連結会計年度中の変動額				
自己株式の取得				△0
当期純利益				489
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△0		△0	△0
連結会計年度中の変動額合計	△0		△0	488
平成25年3月31日残高	1	891	892	7,928

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 佐田道路株式会社・株式会社島田組・株式会社リフォーム
群馬・彩光建設株式会社・株式会社前橋機材センター

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用する対象会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価
法（評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

未成工事支出金 個別原価法

材料貯蔵品 最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却方法

1. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法）

（耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）

2. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

（耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）

3. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
(所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース
取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引について
は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっ
ております。)

③ 引当金の計上基準

1. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2. 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去2年間の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上しております。

3. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

4. 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持ち受注工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。

5. 債務保証損失引当金

債務保証の履行による損失に備えるため、債務保証先の財政状態及び損益状況を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

6. 退職給付引当金

連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

1. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

2. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金利息
 3. ヘッジ方針
借入金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
 4. ヘッジの有効性評価の方法
金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。
- ⑥ その他財務消費税等の会計処理方法
1. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更等

「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ0百万円増加しております。

表示方法の変更

当社グループを取り巻く経済環境が厳しさを増す中、経営管理を充実させる観点から管理体制の見直しを検討した結果、当連結会計年度より「土木関連」及び「建築関連」から「土木関連」、「建築関連」及び「兼業事業」の3つのセグメントに区分を変更しております。

これにより、連結貸借対照表及び連結損益計算書の表示方法を以下のとおり変更しております。

「連結貸借対照表」

前連結会計年度において、「未収入金」に含めていた「売掛金」及び「未払金」に含めていた「買掛金」は、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

「連結損益計算書」

前連結会計年度において、「完成工事高」に含めていた「兼業事業売上高」、「完成工事原価」に含めていた「兼業事業売上原価」及び「完成工事総利益」に含めていた「兼業事業総利益」は、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	建 物	1,216百万円
	土 地	2,693百万円
	合 計	3,909百万円
②担保に係る債務	短期借入金	900百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,318百万円

(3) 保証債務

下記の会社のマンション売買契約手付金の返済債務について保証しております。
 (株)タカラレーベン 196百万円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

②再評価を行った年月日 平成12年3月31日

③再評価を行った土地の当期末における時価と

再評価後の帳簿価額との差額 △938百万円

(5) 手形裏書譲渡高 受取手形 26百万円

(6) 連結会計年度末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 9百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	77,606,166	—	—	77,606,166

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	49,503	3,581	—	53,084

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加3,581株であります。

(3) 配当に関する事項

・基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成25年6月27日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	77	1.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金であり、長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息を固定化しております。なお、デリバティブ取引は、主に社内管理規定に基づいて実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	6,921	6,921	—
(2) 受取手形	1,831	1,831	—
(3) 完成工事未収入金	8,293	8,293	—
(4) 投資有価証券（その他有価証券）	5	5	—
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金(*1)	1,651 △1,651		
	—	—	—
資産計	17,052	17,052	—
(1) 支払手形	3,393	3,393	—
(2) 工事未払金	5,851	5,851	—
(3) 短期借入金(*2)	1,400	1,400	—
(4) 未成工事受入金	1,307	1,307	—
(5) 長期借入金(*3)	144	147	3
負債計	12,096	12,099	3
デリバティブ取引	—	—	—

- (※1) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (※2) 短期借入金は一年以内返済予定の長期借入金が控除されております。
- (※3) 長期借入金は一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

①金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形並びに(3) 完成工事未収入金
これらについては、短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券（その他有価証券）
取引所の価格によっております。
- (5) 破産更生債権等
担保及び保証による回収見込額等により時価を算定しております。

負 債

- (1) 支払手形、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金並びに(4) 未成工事受入金
これらについては、短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 長期借入金
元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象となっており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	144	112	147
	支払固定・受取変動				

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

②非上場株式の時価の算定方法に関する事項

非上場株式（連結貸借対照表計上額248百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券（その他有価証券）」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	102円24銭
1株当たり当期純利益	6円31銭

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,229	流動負債	11,990
現金預金	5,534	支払手形	3,313
受取手形	1,642	工事未払金	5,010
完成工事未入金	7,577	買掛金	111
売掛金	133	短期借入金	1,432
未成工事支出金	25	未払金	186
未収入金	237	未払法人税等	57
その他	97	未成工事受入金	1,307
貸倒引当金	△18	完成工事補償引当金	2
		賞与引当金	151
		債務保証損失引当金	131
		その他	286
固定資産	5,101	固定負債	1,088
有形固定資産	4,095	長期借入金	112
建物・構築物	1,322	長期未払金	438
機械・運搬具	19	繰延税金負債	0
工具器具・備品	37	再評価に係る繰延税金負債	515
土地	2,693	その他	21
その他	22	負債合計	13,079
無形固定資産	41	(純資産の部)	
ソフトウェア	3	株主資本	6,358
電話加入権	29	資本金	1,886
その他	8	資本剰余金	2,005
		資本準備金	1,940
投資その他の資産	964	その他資本剰余金	65
投資有価証券	252	利益剰余金	2,470
関係会社株式	657	その他利益剰余金	2,470
破産更生債権等	1,645	繰越利益剰余金	2,470
その他	55	自己株式	△3
貸倒引当金	△1,645	評価・換算差額等	892
		その他有価証券評価差額金	1
		土地再評価差額金	891
		純資産合計	7,251
資産合計	20,330	負債・純資産合計	20,330

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

損益計算書

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	24,913	
兼業事業売上高	582	25,496
売 上 原 価		
完成工事原価	23,726	
兼業事業売上原価	458	24,184
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	1,187	
兼業事業総利益	124	1,311
販売費及び一般管理費		981
営 業 利 益		329
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	35	
その他営業外収益	39	75
営 業 外 費 用		
支払利息	24	24
経 常 利 益		380
特 別 利 益		
固定資産売却益	0	
貸倒引当金戻入額	6	
債務保証損失引当金戻入額	5	11
特 別 損 失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		391
法人税等還付税額		9
当 期 純 利 益		401

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
平成24年 4月 1日 残高	1,886	1,940	65	2,005	2,069	2,069
事業年度中の変動額						
自己株式の取得						
当期純利益					401	401
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計					401	401
平成25年 3月 31日 残高	1,886	1,940	65	2,005	2,470	2,470

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
平成24年 4月 1日 残高	△3	5,957	1	891	892	6,850
事業年度中の変動額						
自己株式の取得	△0	△0				△0
当期純利益		401				401
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)			△0		△0	△0
事業年度中の変動額合計	△0	401	△0		△0	400
平成25年 3月 31日 残高	△3	6,358	1	891	892	7,251

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|---|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- | | |
|-----------|---------|
| ① 未成工事支出金 | 個別原価法 |
| ② 材料貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

(3) 固定資産の減価償却方法

- | | |
|--------------------|---|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法）
(耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。) |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）
(耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。) |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
(所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。) |

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見 |
|---------|--|

込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去2年間の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末における手持ち受注工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

債務保証の履行による損失に備えるため、債務保証先の財政状態及び損益状況を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金利息

③ ヘッジ方針

借入金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(7) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更等

「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ0百万円増加しております。

表示方法の変更

当社を取り巻く経済環境が厳しさを増す中、経営管理を充実させる観点から管理体制の見直しを検討した結果、当事業年度より「土木関連」及び「建築関連」から「土木関連」、「建築関連」及び「兼業事業」の3つのセグメントに区分を変更しております。これにより、貸借対照表及び損益計算書の表示方法を以下のとおり変更しております。

「貸借対照表」

前事業年度において、「未収入金」に含めていた「売掛金」及び「未払金」に含めていた「買掛金」は、当事業年度より独立掲記することとしております。

「損益計算書」

前事業年度において、「完成工事高」に含めていた「兼業事業売上高」、「完成工事原価」に含めていた「兼業事業売上原価」及び「完成工事総利益」に含めていた「兼業事業総利益」は、当事業年度より独立掲記することとしております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	建 物	1,216百万円
	土 地	2,693百万円
	合 計	3,909百万円
②担保に係る債務	短期借入金	900百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,066百万円

(3) 保証債務

下記の会社のマンション売買契約手付金の返済債務について保証しております。

㈱タカラレーベン 196百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	165百万円
短期金銭債務	199百万円

(5) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

② 再評価を行った年月日

平成12年3月31日

③ 再評価を行った土地の当期末における時価

と再評価後の帳簿価額との差額

△938百万円

(6) 事業年度末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形

7百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	売上高	148百万円
	仕入高	739百万円
② 営業取引以外の取引による取引高		53百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	49,503	3,581	—	53,084

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加3,581株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産は計上しておりません。

なお、繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金損金算入限度超過額、税務上の繰越欠損金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	93円50銭
1株当たり当期純利益	5円17銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年 5 月 8 日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桂川 修一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐田建設株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桂川 修一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐田建設株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月9日

佐田建設株式会社 監査役会

常勤監査役 神 山 明 印

監 査 役 関 口 卓 男 印

社外監査役 丸 山 和 貴 印

社外監査役 星 野 忠 男 印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営環境の変化に十分対処し得る財務体質を内部留保により図りながら、株主の皆様に対し安定配当を行うとともに、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、財務基盤および内部留保につきましても、配当の体制が整ったものと判断し、以下のとおり復配いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき1円

配当総額 77,553,082円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	あら き 木 とおる 徹 (昭和24年2月20日生)	昭和54年5月 当社入社 平成9年3月 当社審査部長 平成15年6月 当社執行役員審査部長 平成16年6月 当社常務執行役員経営企画室審査部長 平成17年6月 当社取締役経営企画室審査部長兼法務相談室長 平成19年6月 当社常務取締役審査部長兼管理本部副本部長（総務・コンプライアンス担当） 平成20年6月 当社代表取締役社長（現在）	65,000株
2	おお さわ さとる 智 大 沢 智 (昭和31年3月6日生)	昭和53年4月 当社入社 平成15年3月 当社本社施工事業部土木部副部長 平成16年6月 当社執行役員土木本部土木統括部長兼本社土木部長 平成20年6月 当社取締役土木本部土木統括部長兼本社土木部長 平成21年4月 当社取締役土木本部長（現在）	52,000株
3	たて のぼる 登 楯 のぼる 登 (昭和24年5月28日生)	昭和47年3月 当社入社 平成15年6月 当社本社施工事業部建築部長 平成16年5月 当社建築本部首都圏建築部長 平成19年6月 当社執行役員建築本部首都圏建築部長 平成20年6月 当社常務執行役員さいたま支店長 平成21年4月 当社常務執行役員東京支店長 平成21年6月 当社取締役東京支店長 平成24年4月 当社取締役建築本部長（現在）	23,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">くろ いわ のり ゆき 黒 岩 典 之 (昭和28年4月15日生)</p>	<p>昭和51年4月 当社入社 平成15年3月 当社本店営業部吾妻営業所長 平成16年4月 当社営業本部営業推進部営業部長 平成18年6月 当社執行役員営業本部営業部長兼本店 営業部次長 平成19年6月 当社執行役員営業本部本店営業部長 平成20年6月 当社常務執行役員営業本部営業推進部長 平成21年4月 当社常務執行役員営業本部長兼営業 推進部長 平成21年6月 当社取締役営業本部長兼営業推進部長 平成22年6月 当社取締役営業本部長 (現在)</p>	33,000株
5	<p style="text-align: center;">た だ みつ ゆき 多 田 満 之 (昭和29年5月24日生)</p>	<p>昭和53年4月 当社入社 平成12年9月 当社営業部長 平成14年6月 当社取締役営業本部営業企画部長兼本 店営業部営業部長 平成16年4月 当社取締役営業本部営業推進部長 平成20年6月 当社常務取締役営業本部長兼本店営業 部長 平成21年3月 当社取締役営業本部長兼本店営業部長 平成21年4月 当社取締役さいたま支店長 平成22年4月 当社取締役本店長 (現在)</p>	57,000株
6	<p style="text-align: center;">やま もと つぎ お 山 本 次 男 (昭和24年12月23日生)</p>	<p>昭和43年3月 当社入社 平成15年9月 当社本社施工事業部建築部副部長兼 足利営業所長 平成17年11月 当社足利営業所長兼本社建築部第三 グループ長 平成18年4月 当社栃木支店長 平成20年6月 当社執行役員栃木支店長 平成21年6月 当社取締役栃木支店長 (現在)</p>	62,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	田島 順一 (昭和29年2月14日生)	昭和47年3月 当社入社 平成12年3月 当社監理部長 平成16年4月 当社管理本部財務部担当部長(監理) 平成17年6月 当社執行役員管理本部財務部長 平成20年6月 当社常務執行役員管理本部財務部長 平成21年4月 当社常務執行役員管理本部長兼財務部長 平成21年6月 当社常務執行役員管理本部長 平成24年6月 当社取締役管理本部長(現在)	32,000株
8	※ 柳下 憲司 (昭和28年5月7日生)	昭和51年4月 当社入社 平成15年6月 当社本社施工事業部建築部長 平成16年4月 当社建築本部工務部長 平成20年6月 当社執行役員首都圏建築部長兼建築部第一グループ長 平成22年5月 当社執行役員建築本部首都圏建築部長 平成24年4月 当社執行役員東京支店長 平成24年6月 当社常務執行役員東京支店長(現在)	25,000株
9	林 章 (昭和24年9月28日生)	昭和52年3月 公認会計士登録(現在) 昭和53年11月 税理士登録(現在) 昭和54年1月 林章事務所開設(現在) 平成20年6月 当社取締役(現在)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 林 章氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者とした理由

林 章氏は、公認会計士、税理士として専門的な知識・経験等を当社経営に反映していただくために、当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数

林 章氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年となります。

6. 社外取締役との責任限定契約について

林 章氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

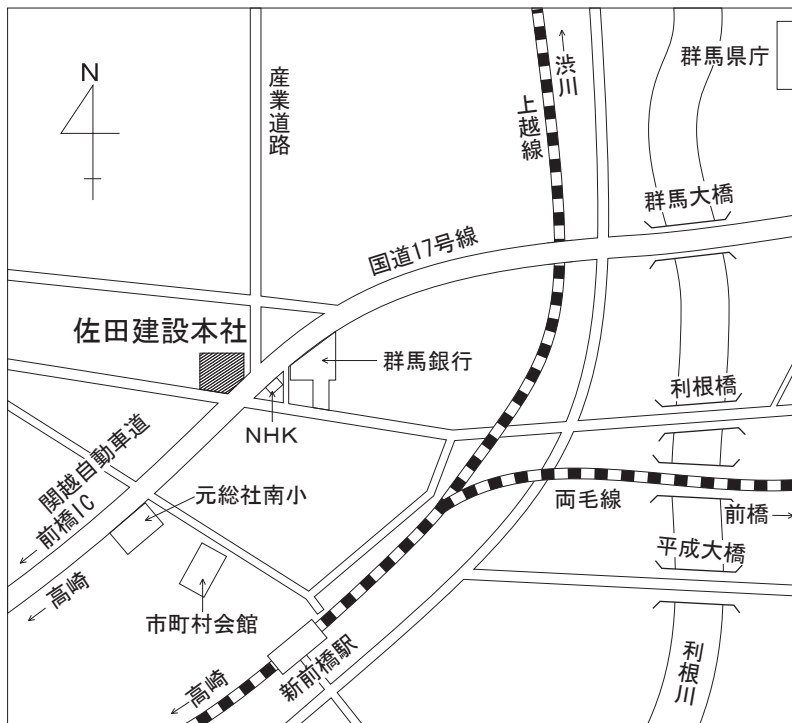
その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

株主総会は佐田建設本社 6階会議室で開催いたしますので、
ご出席の場合は下記の案内図をご参照ください。



- ◆所在地 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
- ◆交通 JR上越線・JR両毛線 新前橋駅西口徒歩約12分
- ◆電話 027(251)1551(大代表)